

「文化財」を翻訳する

—中国語における「文物」「文化遺産」 などとの比較を中心に—

本研究報告は、「文化財」という用語を「どう翻訳すべきか」のような指示的アプローチではなく、「私はいかに翻訳しているか」、奈文研の多言語化業務中、翻訳の過程において整理・分析したものである。

文物 まず整理しておくべき「文物」という言葉は、現代日本語・現代中国語両方に使われている。日本語においては、漢籍にみられる用例に近く、「文化の所産。法律・学問・芸術・宗教など、文化に関するもの（広辞苑第七版2018）」、「文化の所産であるもの。学問・芸術・制度・法律・宗教など（明鏡国語辞典第三版2021）」と広義的な意味合いとなっている。

それに対し、現代中国語における「文物(wénwù)」は狭義的である。中華人民共和国国家質量監督檢驗檢疫総局・中国国家標準化管理委員会による国家基準「公共服務領域英文訳写規範」には、「文物は一般的にCultural Relicsと訳し、専ら骨董品を指す場合はAntiqueと訳す」とある¹⁾。国家レベルに基準化された英訳を踏まえて理解すると、現代中国語における「文物(wénwù)」はすなわち「文化遺物」であり、有形・無形両方が含まれていれば、「文化財」の対訳語として不足はないはずである。ただし、問題はそう簡単ではない。実際、筆者を含め、「文物(wénwù)」から与えられる語感がどうしても「物」のほうに偏ってしまうのは否めない事実である。そこには、考古学用語としての発展経緯、言わば学史的な要因が関わっている。

ほかの学術分野に関してもほぼ同じ状況であったが、新中国の考古学は早期段階においてソヴィエトをモデルにしていた。「考古学」という言葉は西欧ブルジョア的なのとされ、ソヴィエトでは長い間、代わりに「物質文化史」が使われた。1950年にキセリョフが中国で学術講演をして以降、「物質文化史」は「考古学」の同義語として中国の考古学に頻繁に登場するようになった。新中国考古学研究の主要指導者である夏鼐は「考古学」を「物質文化史」と言い換えることに抵抗を示したが、それでも文化大革命期に北京の考古研究所が「物質文化史研究所」と改名させられてしまった²⁾。文革収束後も、中国では長い間その影響が残った。「文物(wénwù)」は

物質だけではないにも関わらず、中国考古学分野においては、物質以外の面に対する研究が少ない³⁾。

また、1982年に施行された「中華人民共和国文物保護法」(以下、文物保護法)は、1930年の「古物保存法」と1961年に公布された「文物保護管理暫行条例」の内容を継承したものである。現在行政上における「文物(wénwù)」の対象範囲は、およそ日本の有形文化財・民俗文化財(実物のみ)・記念物の一部・伝統的建造物群に該当する。要するに、日本における法令用語としての「文化財」とは一致しない。日本の「文化財」にある「無形文化財」「民俗文化財」「名勝」「天然記念物」「伝統的技術・技能」の類別は中国の「文物(wénwù)」にはなく、中国の「文物保護法」には「無形文物」という類型が設けられていないため、一般の認識として文物(wénwù)は骨董品、賞玩の対象でしかない⁴⁾。

文化財・文化財産 日本語において「文化財」という言葉を最初に使ったのは、文化主義を提唱した経済哲学者左右田喜一郎である。左右田は「文化主義の論理」の中で、文化財をkulturgüterの訳語とし、「文化生活全般の裏に於ける一方的努力の所産」と定義づけた⁵⁾。比較すればわかるように、現代日本語の「文物」と同義である。

一方、cultural propertyという概念が国際的に広まったのは、1954年に定められた「武力紛争の際の文化財の保護に関する条約(Convention for the Protection of Cultural Property in the Event of Armed Conflict)」からである。中国語訳は「关于武装冲突情况下保护文化财产的海牙公约」となっている。それ以降、cultural propertyの中国語対訳として「文化财产(wénhuà cáichǎn)」が広く使われてきた。1970年に国連教育科学文化機関(ユネスコ)が定めた「文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約(Convention on the Means of Prohibiting and Preventing the Illicit Import, Export and Transfer of Ownership of Cultural Property)」も同じように、cultural property(文化財/文化財産)の指定に関して、各国の裁量に任せる部分が多い。以上二つの国際公約およびユネスコが採択した関連勧告を比較すると、cultural propertyに対する普遍的な定義がまだ存在しないことがわかる。

日本における「文化財」概念は文化財保護法制定以降、時代の進展とともに逐次拡大されてきた。顕著な動きと

して、芸術的価値から広範な生活遺産への変遷が見られる。要するに、数度の大きな法改正を経て、日本の文化財行政システムは独自の奥行きと幅をもって構築されてきた。現在、中国科学技術情報研究所「漢語主題詞表 (Chinese Thesaurus)」⁶⁾で「文化財(文化財)」を検索すると、推奨英訳が「Bunkazai」であり、日本語ローマ字表記となっている。つまり、日本語由来の固有名詞としての扱いである。

文化遺産 1960年代以降、「財産」は物的所有権を強調する語として、ユネスコはcultural propertyが持つ制約性を認識するようになった。cultural propertyからcultural heritage (文化遺産) への用語チェンジは、国レベルの「私的」主体を世界・人類という「公的」主体への転換をも意味する。固定的・実物的・所有権などのイメージが伴うcultural propertyに比べ、cultural heritageは公益的であり、保護・存続・伝承を促す特徴を全面に出している。

1972年の「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約 (Convention for the Protection of the World Cultural and Natural Heritage)」にproperty/propertiesが30カ所使われているのに対し、2003年に採択された「無形文化遺産の保護に関する条約 (Convention for the Safeguarding of the Intangible Cultural Heritage)」(以下、無形文化遺産保護条約)には2カ所(日本語版ではそれぞれ「物件」「(知的)財産権」と訳されている)のみとなった。

一方、中国では、2011年に「中華人民共和国非物質文化遺産法」が施行され、「物」に偏る文物保護法の対象範囲を補う形で重要な一步を踏み出した。法制定の過程において、ユネスコの無形文化遺産保護条約と日本の文化財保護法が参考とされた。しかし、分別立法されたため、二つの法には統一性・連動性などの面において改善の余地が大きい。日本における「民俗文化財」に該当する対象は現在二つの法に仕分けられている。現行法令に準拠して処置をとる際、無形民俗に用いられる実物類が対象外にされてしまう可能性がある⁶⁾。それに応じて、将来的には現行の二法を「文化遺産法」として統合する必要があり、それを見据えて「文物(wénwù)」を「文化遺産(wénhuà yíchǎn)」に改称すべきだと指摘されている^{7)・8)}。

「文化遺産(cultural heritage)」という新しい用語が国際的に広く使われるにつれ、いままで各自に使用してき

た固有語・訳語・造語が徐々にそれに移行・統合されていく動きが見られる。

おわりに 以上、漢字表記が使われる言語間に生じた微妙なズレを、起点言語・目標言語以外の第三言語を経由して「調律」してみた。現在、他国の類似制度や法令の紹介に使われる訳語には揺れが見られる。中国の「文物(wénwù)」「非物质文化遗产(fēiwùzhì wénhuà yíchǎn)」の翻訳においては、原字をなるべく採用するいわゆる「起点派」の訳し方と日本人が耳馴染みのある「文化財」「無形文化財/無形文化遺産」にする「目標派」⁹⁾の訳し方の両方が確認される。中国語の論文においては、「文化財」を固有名詞として「文化財(wénhuàcái)」または国名を前につけて「日本文化遺産(Rìběn wénhuà cáichǎn)」に訳すのが主流である。近年では互いに歩み寄る形で、双方とも「文化遺産(文化遺産)」にするケースが増えたとの印象を受ける。

したがって、筆者が日本における「文化財」を訳すときは「文化財」にしている。同様に、法令用語である「文物」「文化資産」も原字を変えず、必要に応じて注釈用の文言を入れる方法を採用している。個々の対象に関しては、考古学的共通用語か文化遺産(有形・無形)にする。

(吳 修詰)

註

- 1) 「公共服務領域英文訳写規範」中華人民共和國教育部 http://www.moe.gov.cn/jyb_sjzl/ziliao/A19/201707/t20170717_309458.html (閲覧日: 2021年2月8日)。
- 2) 夏鼐「中国考古学和中国科技史」『考古』1984-5、428頁、1984。
- 3) 俞偉超「文物研究既要研究『物』、又要研究『文』」『中国文物報』67、1988。
- 4) 范培松「文物、文化与『文化財』」『文博』1987-2、83-84頁、1987。
- 5) 左右田喜一郎「文化主義の論理(二)」『横浜貿易新報』1919年1月24日。
- 6) <https://ct.istic.ac.cn/site/organize/word>
- 7) 周超「中日非物質文化遺産法比較研究」『思想戦線』2012-6 (38)、61-65頁、2012。
- 8) 張亮・趙重娟「『文化財産』与『文化遺産』辨：一種國際法的視角」『學術研究』2012-4、47-53頁、2012。
- 9) 趙珊珊「文化遺產的法律保護：中日比較与本土選擇」『国外社会科学』2018-6、25-33頁、2018。
- 10) 「目標派」と「起点派」(または「同化-domestication」[異化-foreignization])は翻訳論において対となる主要概念である。前者は、あたかも目標言語で書かれたかのように訳すことを指す。後者は起点言語の形を残しつつ訳すことを意味する。ミカエル・ウスティノフ著・服部雄一郎訳『翻訳：その歴史・理論・展望』白水社、2008。